

地域公共交通調査等事業(地域公共交通計画等の策定等への支援)

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定への支援 (地域公共交通計画策定事業、利便増進計画策定事業、運送継続計画策定事業)

- 補助対象事業者: 地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)
- 補助対象経費: 地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画の策定に必要な経費(地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費、短期間の実証調査のための費用等)
- 補助率: 1/2(上限額500万円又は1,500万円(地域公共交通計画)、1,000万円(地域公共交通利便増進実施計画)、500万円(地域旅客運送サービス継続実施計画))

地域公共交通計画の記載事項(イメージ)

○計画の効果な活用のために必要な視点

①地域戦略との
一体性の確保
(まちづくり、医療・福祉、
観光等との連携)

②モード間連携や
多様な輸送サービスの活用

③地域の多様な
関係者の協働

④交通圏全体を
見据えた広域的な連携

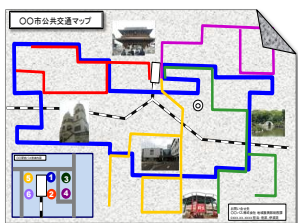
⑤データによる状況把握、効果的な目標設定・検証を設定

○定量的な目標値(公共交通の利用者数、収支率、
公的負担等)、補助対象系統の位置づけ等を記載

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の推進への支援 (利便増進計画推進事業、運送継続計画推進事業)

- 補助対象事業者: 地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)
- 補助対象経費: 国の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画に基づく事業として実施する利用促進及び事業評価に要する経費(公共交通マップ・総合時刻表の作成、ワークショップの開催、モビリティマネジメントの実施、目標達成状況の把握・検証・評価のための費用等)
- 補助率: 1/2
- 補助対象期間: 5年間

支援の対象となる利用促進のイメージ



公共交通マップ・総合時刻表の作成



企画切符の発行



ワークショップの開催



モビリティマネジメントの実施

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)に基づく移動等円滑化促進方針及び基本構想(※)の策定に要する経費を支援。

※バリアフリー法の改正により、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、従来のハード整備に加え、心のバリアフリーに関する特定事業(教育啓発特定事業)を創設予定。公共交通特定事業(ハード整備)と併せて教育啓発特定事業(ソフト対策)を基本構想に位置づけ、ハード・ソフト一体となったバリアフリー化を推進する市町村を支援。

地域公共交通バリアフリー化調査事業(移動等円滑化促進方針策定事業、基本構想策定事業)

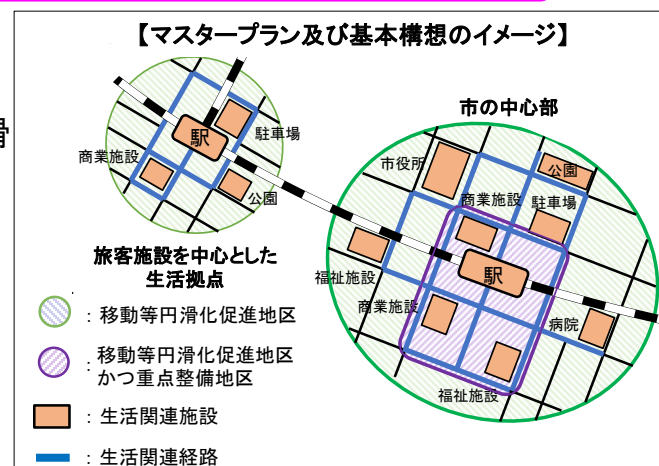
○補助対象者:市町村(ただし、バリアフリー法第24条の4第1項又は第26条第1項に規定する協議会の構成員)

○補助対象経費:地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針又は基本構想(※)の策定に必要な経費

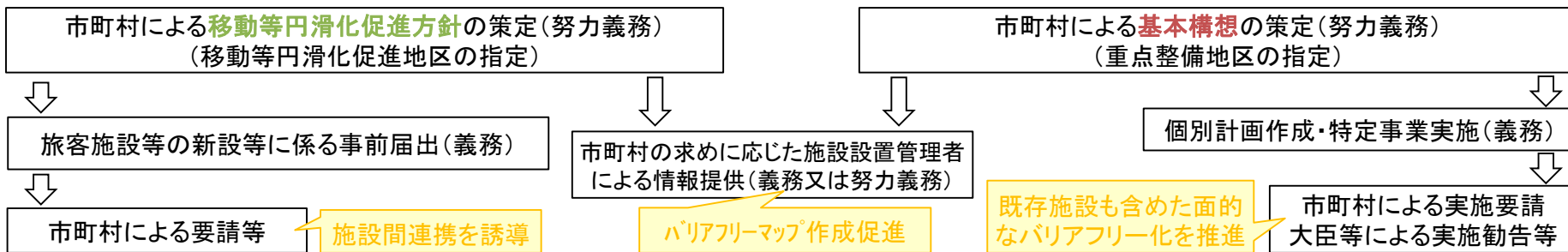
- ・ 協議会開催等の事務費
- ・ 地域データの収集・分析の費用
- ・ 住民・利用者アンケートの実施費用
- ・ 専門家の招聘費用
- ・ 短期間の実証調査のための費用等

※基本構想については、公共交通特定事業(ホームドアの設置、ノンステップバスの導入等)に加え、心のバリアフリーに関する教育啓発特定事業(公共交通の利用疑似体験等)を位置づけ、ハード・ソフト一体的なバリアフリー化を目指すものに限る。

○補助率:1/2(上限500万円)



《移動等円滑化促進方針・基本構想制度の概要》



《参考資料》

- ・『移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン』 : http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000012.html
- ・『交付要綱・実施要領』 : http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html